

正副議長記者会見について（報告）

令和8年6月16日に行われた正副議長記者会見の発言要旨について、下記のとおり報告いたします。

記

1 定例会の総括について

- 今期定例会は、令和8年5月13日から6月16日までの35日間の会期で開催した。
- 市長から提出された案件は、人事案件を含め、計36件を可決した。
- 議員提出議案について、意見書は「すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書」等計5件を可決した。
- 今期定例会で可決した議案数は全部で41件となった。

【(1) 令和8年度堺市一般会計補正予算（第1号）】

- 提案された補正予算は、
園児及び児童生徒の通園・通学に関する取組として、1点目は、みはら大地幼稚園送迎バスについて、経年劣化により次年度以降の継続使用が困難な状況にあることから、送迎バスを更新するものである。
2点目は、堺市立百舌鳥支援学校宮園分校の送迎バスを1台増便するための借り上げについて、令和9年度事業実施に向けた入札の準備行為に伴い、期間や限度額の変更を行うものである。いずれも、園児や児童生徒の円滑な通学と通学途上の安全確保を目的に実施するものである。
また、金岡公園、堺市霊園、南区役所の受変電設備の更新工事における変圧器の規格変更に伴う増額や、西文化会館の設備工事、東区役所外壁改修などの工事にかかるインフレスライドに伴う所要増である。
そのほか、泉北ニュータウン駅前再整備事業や小学校の施設等整備事業など、令和7年度の国の補正予算を活用して対応した事業にかかる令和8年度現計予算の減額によるものである。
- 本件は、本会議や常任委員会の審議を経て、6月16日の本会議において可決された。

【(2) 全会一致の意見書について】

- 今期定例会で可決した5件の意見書のうち、全会一致で可決されたものは、「すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書」である。

2 政務活動費領収書等のインターネット公開について

- 政務活動費に係る領収書などについては、政務活動費の使途の透明性の、より一層の確保を目的として、市役所市政情報センターにおいて紙ベースで公開している。平成28年度交付分からは、堺市議会ホームページ上においても、インターネット公開している。
- 令和7年度交付分の政務活動費に係る領収書等について、市政情報センター及び堺市議会ホームページで7月8日（水）から公開する。

- 堺市議会は、市民の皆様への情報公開を通じて、今後も議会活動の透明性の確保に努める。

2 記者からの質問に答えて

Q 政務活動費領収書等の公開は何年も前から行っているのか。

A (議会局)

インターネット公開は、平成 28 年度交付分から行っている。

Q 議会運営委員会で発言のあったハラスメント対応について、今後どういったことを考えられているのか。

A (議長)

先だっの議会運営委員会で、私が発言した談話に関して (のご質問) ということでよろしいか。

談話について用意したので配布する。(資料配布)

今、質問をいただいたハラスメントに関する談話を、6 月 12 日の議会運営委員会で私から発表させていただいた。

議長の権限、責務の一つに議会事務の統理というものがある。議会局職員への仕事についてヒアリングを行う中で、複数の職員から議員との対応でパワーハラスメントを意識したことがあると聞いた。

一番反省しなければいけないのは私ではないかと反省しながら、談話に書いているが、大阪府においても、職場のハラスメントの撲滅に取り組まれていることもあり、議長として、議員から職員へのハラスメントがあってはならないと感じた。

何よりも、私自身の反省も含めて、今後、ハラスメントが起こらないようなことを考えるべきではないかと考え、一つは談話を発表し、議会運営委員から各所属会派の議員へ注意喚起していただくということを試みた。

あわせて議会基本条例に基づき、毎年実施している議員研修会において、今回はハラスメントをテーマとして、8 月 17 日初日本会議の午前中に研修を開催する。

講師は、元検察官で、今は大阪弁護士会の弁護士 である田中嘉寿子氏に依頼している。ちなみに、(大阪)地検の(元)検事正の性被害を受けた女性検事の弁護もされている。その方をお願いして研修会を開くことを決めた。

また、堺市議会では、以前から議会のハラスメント防止条例の検討に入っているが、現在、検討が止まっている状況である。この検討を早期に再開し、条例を制定したいと議会運営委員会の正副委員長に相談しており、なるべく進めていただきたいとお願いしている。

議会運営委員会記録抄に掲載されているため、ご質問をいただいたと思う。

Q ハラスメント防止条例の検討ということだが、各議員の任期である来年の 4 月末までに条例の制定をめざすのか。

A (議長)

私としてはできるだけ早く、やはりこういう事案を実際に聞いたので、なるべく早く条例を制定してほしいと思っている。

ただ、議会では会派間での色々な話し合いのもとに制度が出来上がっていくので、多分、早速検討に入らせていただいているのではないかと考えている。いずれにしても、もう今回の定例会は終わ

ったので、一番早い機会としては、次の8月定例会ということになる。そこで制定できれば良いと、そういう雰囲気であればいいと、私としては個人的には思っている。

Q (議長談話の中で) ハラスメントを感じたとのことだが、ハラスメントの具体的な内容は。

A (議長)

私は、実は具体的に聞いているが、ただこれは職員から一方的に聞いた話であり、実際にハラスメントをしたと仮に認定されたとしても、私は、議長として事情聴取の権限を持っていない。

そういう立場のため、詳細についてお話しすることは控えさせていただきたいと思うので、ご理解をお願いしたい。

Q 議長は、(職員から) 聞いた内容を聞く限り、ハラスメントに該当すると認識されたのか。

A (議長)

その話もそうであるし、思い返せば、自身の過去の言動でも、やはりそういうことがあったのではないかと、私自身も反省しなければいけない、そう認識している。

Q そのような認識を他の会派の議員と今回の議会で共通の認識を共有されたのか。

A (議長)

議会運営委員会で談話を発表したのみで、他の会派の議員の考えは何っていないので、お答えし兼ねる。

Q 議長としては任期中の条例制定をめざしたいとのことだが、早ければ8月議会で取り上げられることになると思うが、談話を発表され、次の段階として、条例制定を具体化するアクションはどう考えているのか。

A (議長)

既に議会運営委員会の正副委員長に会派間での話し合いを進めていただきたいということをお願いしており、おそらく正副委員長が動いていただいているだろうと思う。

また、そういう機運醸成として、8月定例会開会前に議員研修会を開き、多くの議員にハラスメントに関する認識を深めていただきたい。

そういう形で動いているとご理解いただきたい。

Q 次の議会運営委員会で、議長から議運正副委員長に打診したハラスメント条例の制定を、どう具体化していくのか提案するなど、試みは考えているのか。

A (議長)

堺市議会では、既に議会のハラスメント条例案が一度、ある会派から提出されたことがあり、それに基づいて各会派間の話し合いはある程度進んでいる。

いくつかの課題を巡って意見の相違があるため、その辺の調整を議会運営委員会の正副委員長がどのように調整されるのか、私たちは見守りたいと思っている。

私から条例の制定を提案する立場ではなく、その動きの中で、おそらく早期の制定が図られるものと期待している。

(副議長)

私は、今は副議長という立場であるが、以前、(条例の制定を) 議論されていたときは一議員としてハラスメント条例の制定について議論していた1人である。

議長が申したように、議会力向上会議で文言の一つ一つ精査や各会派の意見を調整してきたと

ころであり、今から初めて議論するわけではなく、当然、今任期中に条例が制定されることが一番望ましいと思っており、一定、期待できるのではないかと考えている。

Q 以前提出された条例案というのは、いつ頃、どの会派からの提案か。

A (議会局)

令和 6 年 2 月の議会運営委員会において、大阪維新の会堺市議会議員団からハラスメント条例の制定が必要であるとして、提案があった。

大阪維新の会堺市議会議員団から条例案として提示があった。(議会力向上会議)
(議長)

補足をしますが、大阪維新の会堺市議会議員団から提案があり、この種の条例はできるだけ全議員提案が良いのではないかとのも上がり、その後、各会派の調整に入っている段階だと思っている。

Q 今も調整中ということか。

A (議長)

調整は続いていると思うが、具体の動きが今のところ止まっているため、先ほど申し上げたように、できればこれを契機にぜひともやっていただきたいと議会運営委員会の正副委員長にお願いした。

Q 具体的に過去にパワハラを意識する局面があったことを議長として認識され、それはいけないということで議会運営委員会の正副委員長にお願いしたということか。

A (議長)

はい。おっしゃる通り。

Q 大阪維新の会堺市議会議員団の条例案は本会議では提案されていないのか。

A (議長)

はい。

Q 前回、(ハラスメントに関する条例は) 全議員提案が望ましいということで、各会派で調整されたとのことだが、今回も全議員提案が望ましいとの考えか。

A (議長)

もちろん、この種の条例は全議員が自覚しなければいけないことで、全議員提案が望ましいと思っている。

Q 正副議長に就任するにあたっての抱負と、少数会派からの選出で議会運営をどのように円滑に進めていくのか思いを教えてください。

A (議長)

私自身は 1979 年に堺の市議会議員になり、途中、衆議院選挙に立候補したことがあり、離れていた時期があるが、あしかけで 47 年間、議会というところに籍を置いているが、ずっと会派には属さず、美原町との合併の時に 4 人ぐらいで会派を組んだこともあるけれども、基本的には会派に属さないという立場をずっと取り続けてきた。おそらくそういう立場の議員が議長になるのは初めてのことだと思うし、共産党の副議長就任も 30 年ぶりという話であった。

確かにそういう立場ではあるが、私自身は、過去から議長選挙があるときには必ず自分に投票してきており、非常に口はばったいが、自分は議長に一番ふさわしいと思っている。

多分、そういうことについての理解をある程度いただけたから、今回の事態が生まれたのだと思っ

ている。

そういう点から申し上げますと、私が全力を尽くせば、あるいは、まっとうな議長としての活動をすれば、おそらく皆さんがそれをご支持くださるのだと思っており、精一杯それに努めようと思っている。

(副議長)

私の所属(会派)が日本共産党のため、副議長のポストが巡ってくることはないだろうと正直思っていたが、巡り巡って副議長を務めることになった。

票(数)を見ると、日本共産党堺市議会議員団が4票、それ以外は21票入っており、おそらく共産党の議員の名前を書くことについては、他の議員も何も思わなかったとはならないと思う。一定、何か感じられながら思慮されたと思う。

その上で、私の名前を書いちゃった議員が他にいらしゃったことを鑑みれば、また、投票になったので、他の議員で副議長に(票を)入れられた方々の思いを考えれば、当然、公正公平な議会に努めなければならない、これは当然のことで、何より私の副議長という立場は、特別な権限があるわけでもなく、やはり議長が進められる議会での仕事をしっかりと支えていくところが最大の仕事になると思う。そういった面でしっかりとサポートできればと思っている。

今回、既に議会で正副議長が決まった後、各役員の選出もあった。その中で従来であれば慣例的に、議長会派あるいは(議運)正副委員長会派が取りまとめて調整することになるが、ご存知のとおり議長は会派に所属していないので、副議長会派の共産党と、(議運)正副委員長の会派の3会派で調整の中心を担った。結果については色々意見はあるが、その調整の中では、目一杯、公正公平になるような働きかけもした。その継続をこれからもしっかりと1年間続けていきたいと考えている。

Q 今後、正副議長選挙は記名投票で行うべきではないかという意見もあると思うが、それについて見解をお伺いしたい。

A (議長)

記名投票にすべきという意見があることを私は承知していないが、この選挙は公職選挙法に基づいて行うことになっており、法的にはどうか議会局から説明する。

(議会局)

議会で行う選挙は、地方自治法の規定で公職選挙法を適用することとなっている。誰に投票したかというのは、投票の秘密があり、それらを保持した上での投票となる。

(議長)

議会局からの説明のとおり、要するに正副議長選挙、議会で行う選挙は地方自治法に基づかなければならず、公職選挙法に基づかなければならないことが地方自治法に定められていることをご理解いただきたい。